

SAToyAMA イニシアティブ国際パートナーシップ の発足について

中 尾 文 子

はじめに

2010年10月19日午後、名古屋国際会議場白鳥ホールでのこと。愛知県、旭化成株式会社、Association for Nature and Sustainable Developmentと、司会者によりメンバー団体がアルファベット順に順次紹介され、代表者が登壇する。最後に我々、国際連合大学高等研究所が紹介され、創設メンバーの51団体が初めて明らかにされた。SAToyAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (International Partnership for the *Satoyama* Initiative: 以下、「IPSI」という。) が発足したのだ。

本稿では新しく誕生したパートナーシップで、これから何をどのように推進していくことが考えられているのかについて紹介したい。

1. SAToyAMA イニシアティブとは

SAToyAMA イニシアティブは、里地里山そして里海等、長年にわたって人間の影響を受けて形成・維持されてきた二次的自然環境（以下、「社会生態学的生産ランドスケープ」という。）を、生物多様性と人間の福利のために推進していこうとする取組である。社会生態学的生産ランドスケープは世界各地に存在し、それぞれの国や地域において独自の呼び名で知られている。例えばカンボジアの *srair-chamkar*、フィリピンの *muyong*, *uma* や *payoh* から構成されるランドスケープ、ペルーの

ayllu システム¹に基づき形成されたランドスケープなどがそうである。これら社会生態学的生産ランドスケープは地域の風土、文化、社会経済などの状況に応じ様ではないが、生物多様性と人間の福利に寄与し持続可能性を兼ね備えうるという点で等しく価値があると考えられている（写真1）。

社会生態学的生産ランドスケープは、都市開発及び耕作のための土地の改変、栽培作物や栽培方法の



写真1 ペルーのクスコバレーに位置するポテトパーク。ジャガイモ等を栽培するエリア、トウモロコシ、豆、大麦等を栽培するエリア、葉草や木材利用の対象となる灌木、湿地、森林などで構成されている。ここではコミュニティにより1,300以上のジャガイモの品種が維持されている。

¹ *ayllu* システムについてはいくつかの解釈がありうるが、ここでは人間、動物、岩、精霊、山、湖、川、畑、作物等についての規律や原則を共有する個人の集団と解釈している。

変化、不適切な耕作あるいは管理方法、過疎化や高齢化がその他の要因とあいまって引き起こす農地等の放棄、伝統的知識の消失、伝統的な社会システムの弱体化および経済的な困難などが課題として指摘されている。(Belair et al., 2010)。例えば、日本の里山・里海については、日本の建設需要を満たすための人工林の造成、安価な木材の輸入、農村社会から都市社会への移行、木炭・薪から化石燃料への燃料源の変化などに起因する土地利用の変化に加えて、急速な高齢化により里山・里海の維持に必要な労働力の確保が困難になったことが衰退の要因として指摘されている(日本の里山・里海評価, 2010)。

1.1 SATOYAMA イニシアティブと生物多様性条約

これまで、SATOYAMA イニシアティブの構想の検討にあたっては、生物多様性条約の3つの目標、特に持続可能な利用の推進に寄与することを念頭に行われてきた。そして以下に述べる行動指針や視点、推進する活動については、これまでに生物多様性条約下で策定された持続可能な利用に関する「アジスアベバ原則・ガイドライン」及び保全と持続可能な利用を推進する土地、水及び生物資源の統合的管理のための戦略である「エコシステムアプローチ」との整合性や、人材育成、資金的支援、モニタリング指標の開発、先住民・地域住民を含む共同管理及び意思決定の推進等、条約下で必要性が指摘されてきた活動等をふまえた内容となっている(中尾, 2010)。その上で、生物多様性条約第10回締約国会議(以下、「COP10」という。)で採択された生物多様性2011-2020戦略計画・愛知ターゲットの達成に寄与するため、同戦略計画のビジョンが「2050年までに、生物多様性が価値づけられ、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが維持され、健全な地球が保持され、全ての人々にとって重要な恩恵が与えられる自然と共生する世界」とされているところ、SATOYAMA イニシアティブも、「自然との共生」を、自然のプロセスに沿った社会経済活動(農林水産業を含む)の維持発展を通じて実現することを

長期目標としている(UNEP/CBD/COP/DEC/X/2)。特にSATOYAMA イニシアティブは愛知ターゲットのターゲット14「2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。」の到達のための手段の例として挙げられている(UNEP/CBD/COP/10/9)。

さらに、COP10における生物多様性の持続可能な利用に関する議題においては、SATOYAMA イニシアティブが国際取引に将来的に影響するのではないかとの懸念が一部の農業輸出国から呈されるなどしたが、丁寧な議論を重ねた結果、「SATOYAMA イニシアティブを生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなり得るとして認識」し、「締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMA イニシアティブを更に発展させるためにパートナーシップへ参加することを勧奨する」旨を明記した決定が全締約国の賛同を得て採択されている(UNEP/CBD/COP/DEC/X/32)。

1.2 SATOYAMA イニシアティブの行動指針と視点

SATOYAMA イニシアティブでは、より持続可能な形で土地及び自然資源の利用と管理が行われるランドスケープの維持・再構築を目指し、以下の3つの要素からなる行動指針を提案している。

- ・多様な生態系のサービスと価値の確保のための知恵の結集
- ・革新を促進するための伝統的知識と近代科学の融合
- ・伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での、新たな共同管理のあり方(「コモンズ²」の発展的枠組み)の探求

そして行動指針に基づいてそれぞれの地域においてランドスケープの維持・再構築、すなわち持続可能な自然資源の利用と管理を実践していくにあつ

²国際的/グローバルコモンズを除く

では、以下の生態学的及び社会・経済学的視点に重きをおいている。

- ・環境容量・自然復元力の範囲内での利用
- ・自然資源の循環利用
- ・地域の伝統・文化の価値と重要性の認識
- ・多様な主体の参加と協働による自然資源と生態系サービスの持続可能で多機能な管理
- ・貧困削減、食料安全保障、生計維持、地域コミュニティのエンパワーメントを含む持続可能な社会経済への貢献

2. SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ

SATOYAMA イニシアティブの構想構築のために、これまでに2009年7月に東京、2009年10月にペナン、2010年1月にパリで、環境省と国連大学高等研究所が主催して国際会合を開催している。パリでの会合は、生物多様性条約締約国会議ビューローメンバー、生物多様性条約科学技術助言補助機関(SBSTTA)のビューローメンバー、政府間機関、政府機関、学術機関及び特に先住民コミュニティや地域コミュニティと密接な関係を持つ非政府組織における生物多様性やコミュニティ開発の専門家の参加を得て開催したものであり、それまでの会合の積み重ねも踏まえ成果文書としてSATOYAMA イニシアティブに関するパリ宣言がまとめられた。当該

宣言では、SATOYAMA イニシアティブが進めるべき活動や体制についても具体的に言及しており、これを踏まえ2010年5月にケニヤで開催されたSBSTTA 会合のサイドイベントで、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) 発足に向け関心を有する団体の呼びかけを開始した。そして2010年8月23-24日に、関心を表明していた政府間機関、政府機関、学術機関、NGO、専門家等の参加を得て、環境省と国連大学高等研究所が主催してIPSI 発足に向けた準備会合を山梨県富士吉田市において開催した。同会合では運営規定がまとめられ、また、パートナーシップの下で進められる協力活動の枠組みについても整理された。

2.1 IPSI の発足について

CBD-COP 開催2日目お昼のサイドイベントとして13時半過ぎから14時45分にIPSIの発足式を開催した。500人以上が集う盛大な式典となった。IPSIの創設メンバーは政府機関(省庁)9、その他政府関係機関3、地方自治体4、NGO18、先住民、コミュニティ団体5、学術研究機関5、企業1、国連その他国際機関9の計51団体であり、所在地、活動対象範囲等多岐に渡っている。さまざまな団体が協力することにより、創造的かつ革新的な新たな取組や個々の団体の活動間の相乗効果が生み出されることが期待される。なお、IPSIへの参加申し込みについては継続して受け付けているが、参加決定

表1 IPSI 発足式のプログラム

SATOYAMA イニシアティブのビデオ上映
開会の辞 環境副大臣 近藤昭一、生物多様性条約事務局長 アフメッド・ジョグラフィ、国連大学高等研究所長兼国連大学副学長 ゴヴィンダン・パラウィル
SATOYAMA イニシアティブの紹介 国連大学サステナビリティと平和研究所長兼国連大学副学長 武内和彦
SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ 生物多様性条約事務局科学及び専門的技術の事項セクション部長 カレマニ・ジョー・ムロンゴイ、
パートナーの紹介
パートナー代表挨拶 愛知県知事 神田真秋
協力活動に関するプレゼンテーション 国連大学高等研究所上席研究員 竹本和彦、地球環境ファシリティ 上席生物多様性専門官 プログラムマネージャー 渡辺陽子、国連開発計画 開発政策局 環境とエネルギー部 環境財務課長兼 UNDP-GEF 調整官 ヤニック・グレマレック
閉会の辞 環境省自然環境局長 鈴木正規

については新たに設置される運営委員会の承認を受ける必要がある（表1）。

2.2 IPSI 運営規定

運営規定は、パートナーシップの目的、会員資格、参加にあたっての原則、定例会合の開催、執行機関、協力活動の進め方、会員の責務等について規定した全11条で構成されている。以下概要について説明する。

目的について（第1条関連）：SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）は、パリ宣言で示されている SATOYAMA イニシアティブで特定した活動を実施することを目的としたパートナーシップである。

会員資格について（第2条関連）：IPSI は、社会生態学的生産ランドスケープの促進・支援に熱心な団体に開かれたものである。参加にあたっては、所定の申請の提出と運営委員会による受け入れの決定が必要である。

参加にあたっての原則（第3条関連）：会員団体は、SATOYAMA イニシアティブの「自然共生社会の実現」という長期目標を共有し、SATOYAMA イニシアティブの行動指針及び生態学的及び社会・経済学的視点について賛同する。

IPSI 定例会合について（第4条関連）：IPSI 定例会合は、会員総会と公開フォーラムの2つの機能を有し、会員総会については、全体的な活動の検討及び制度的な事項に対し会員内で検討を行い、公開フォーラムについては、参加を会員に限らず、会員間や関連する他のイニシアティブやプログラムとの間の、協力や相乗効果を強化し、社会生態学的生産ランドスケープの重要性の理解を促進し意識を高めることを目的とする。

執行機関について（第5条関連）：運営委員会が、IPSI を代理する執行機関であり、活動の運営の検討、新メンバーの受け入れ決定等を行う。

IPSI の協力活動について（第7条及び第8条関連）：IPSI の協力活動は、2以上の会員によって行われ、運営委員会の支持のもとに開発し、実施する。個々の活動はその内容に基づきクラスターに分類さ

れ、クラスターごとにとりまとめ役を果たす中核会員が定められる。

会員の責務について（第9条関連）：会員は SATOYAMA イニシアティブの長期目標に向けた取組みを熱心に進めること、IPSI への参加後6か月以内にケーススタディ報告を提出すること、そして、IPSI の会合への参加に努めること等が責務として課されている。

資金の動員について（第10条関連）：会員、総会、運営委員会、事務局は、IPSI の活動実施と、途上国からの IPSI の会合への参加を支援するため、資源の動員に努めることとされている。

2.3 協力活動について

上述のパリ宣言を基に、協力活動について以下の5つのクラスターに分類して会員間の協力活動を推進していくこととしている。

(a) 社会生態学的生産ランドスケープが人間の生活及び生物多様性条約の3つの目的に与える重要性の理解を促進し、意識を高める。この目標を達成するために以下の活動を行う。

クラスター1. ナレッジファシリテーション

ケーススタディを収集・分析し、取りまとめる。教訓を整理し、検索可能なオンライン・データベースやその他の方法を通じて広く公開し、能力開発を支援する。

クラスター2. 政策研究

以下の方法及び手段に関する研究を行う。i) 多様な生態系サービスの安定供給を維持するための知恵、知識、行動を促進する。ii) 伝統的な生態学的知識と現代科学を橋渡しし、相互コミュニケーションを図る。iii) 必要に応じて伝統的な共有地の保有制度を尊重しつつ、「新たなコモンズ」つまり共同管理の新しい形態を探る。vi) 社会生態学的生産ランドスケープを再活性化し革新を図る。v) 政策及び意志決定過程に成果を統合する。

クラスター3. 指標研究

人間の福利とモザイク状の社会生態学的生産ランドスケープに関連する回復力を計る指標を開発する。これはランドスケープ及び生態系の自然の構

成要素と人為的構成要素の関係を含むものとする。こうした指標を適用し、エコシステムアプローチの実施に寄与する。

- (b) 適宜、2010年以降の新戦略計画の実施の一環として、上記(a)の活動に基づき社会生態学的生産ランドスケープを支援・拡大する。この目標を達成するために以下の活動を行う。

クラスター4. 能力開発

教育の推進や地域の能力開発のためのワークショップなどを通じて社会生態学的生産ランドスケープを維持・再構築・再活性化する能力を促進する。

クラスター5. 現地活動支援

社会生態学的生産ランドスケープを維持・再構築・再活性化する現地でのプロジェクトや活動に対して支援を行う。

協力活動の状況についてはクラスターごとに定められる中核会員が定例会合ごとに活動報告を取りまとめることを想定している。具体的活動として、クラスター1については、各会員からIPSI事務局に提出されるケーススタディ報告を基に国際連合大学高等研究所が中核会員となり、ケーススタディの分析、比較、分類等を行い、教訓を整理し、検索可能なオンライン・データベースやその他の方法を通じて広く公開し、能力開発や他地域・他団体による取組への応用を支援することを計画している。

3. IPSIの当面の予定

第1回定例会合等を2010年3月に愛知県において開催予定である。定例会合は、メンバーのみによる総会と、一般に広く公開されるフォーラムから構成される。総会では運営委員会のメンバー選定を始め、パートナーシップの活動が実施段階に入るにあ

たっての重要議題が予定されている。また、新設される運営委員会の第1回会合では、参加申し込みの審査・決定、IPSI共同活動の検討等が予定されている。

最後に、これまでIPSIの運営方式の検討にあたっては、アジア森林パートナーシップ(APF)、世界水フォーラム、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)、持続可能な開発のための教育のアカデミックネットワーク(ProSPER.Net)等の既存の国際パートナーシップの創設に関わった方々や関係者の方々にお話をお伺いし、貴重なご助言をいただいた。この場をお借りしてお礼申し上げます。

〔参考文献〕 B elair C., Ichikawa K., Wong B.Y.L., and Mulongoy K.J. (2010) Sustainable use of biological diversity in socio-ecological production landscapes. Secretariat of the Convention on Biological diversity, Montreal, Technical Series, No.52. 184pp. Secretariat of the Convention on Biodiversity (2010) Revised and Updated Strategic Plan: Technical Rationale and Suggested Milestones and Indicators (UNEP/CBD/COP/10/9). Secretariat of the Convention on Biodiversity (2010) Sustainable Use of Biodiversity (UNEP/CBD/COP//DEC/X/32). Secretariat of the Convention on Biodiversity (2010) The Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets (UNEP/CBD/COP/DEC/X/2). 中尾文子(2010)「生物多様性の持続可能な利用とSATOYAMAイニシアティブ-生物多様性条約第10回締約国会議に向けて-」季刊環境研究, June/2010 No.157, 財団法人日立環境財団発行, pp13-22. 日本の里山・里海評価,(2010)里山・里海の生態系と人間の福利:日本の社会生態学的生産ランドスケープ概要版一, 国際連合大学, 東京, 36pp